

(案)

対策本部決定議案
令和3年3月19日
施設関係各部

「緊急事態宣言」の解除に伴う西東京市公共施設の利用時間について

政府対策本部は、東京都を含む1都3県に対する新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言の解除を行い、同宣言による緊急事態措置を実施すべき期間は、令和3年3月21日をもって終了することとなった。

については、上記期間中において本市では市内公共施設の利用時間の制限を行っていたが、この制限について同日をもって解除する。

記

1 市内公共施設の利用時間

原則、緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき期間前と同様とする。

(参考) 緊急事態宣言中の対応

施設利用可能時間 原則 午後8時までとする。

2 その他

- (1) 施設利用に係る詳細は、各施設において定めるものとする。
- (2) 「「緊急事態宣言」の発令に伴う西東京市公共施設の利用時間について（方針）」（令和3年1月8日本部決定）は、廃止する。
- (3) 再度、緊急事態宣言が行われた際は、あらためて方針を策定する。